平成２３年（フ）第２６８０号
名古屋市緑区神沢３丁目518番地　プチタウン神沢Ｃ棟107号
破産者　101ハウジングこと101建築設計こと　松本　政廣
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４２号
愛知県知多郡阿久比町大字白沢字上釜ケ池５番地５　メイツ巽ケ丘203号
破産者　竹内　孝子
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８９３号
名古屋市東区砂田橋１丁目１番１号　ジョイフル砂田橋ＣＡＳＡＥＳＴ305号
破産者　小林寿子こと　小林　壽子
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８９４号
名古屋市東区砂田橋１丁目１番１号　ジョイフル砂田橋ＣＡＳＡＥＳＴ305号
破産者　小林　洋介
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６４８１号
大阪府摂津市東別府２丁目10番30号
破産者　清水　憲隆
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５５２号
大阪市生野区勝山北１丁目４番19号　ニューフレンドマンション502
破産者　中井　亜樹
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６７５号
大阪府東大阪市近江堂３丁目１番４―135号、開始決定時の住所大阪府東大阪市友井２丁目29番29号
破産者　小菅　昭三
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０３０号
大阪市西淀川区御幣島３丁目４番５―1518号
破産者　黒坂　　昇
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０５０号
大阪府寝屋川市成田西町１―29　成田ハイツ101号、開始決定時の住所大阪府交野市郡津３丁目17番10号
破産者　庄島　　力
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２１８号
大阪市平野区瓜破西３丁目４番36号
破産者　正美塗装工芸こと　髙橋　正治
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６５６号
大阪市淀川区新北野１丁目12番10―702号、前住所大阪市淀川区十三東１丁目４番21号
破産者　平尾　一郎
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８６６号
大阪府箕面市粟生間谷西２丁目６番２―506号
破産者　笹倉　詳章
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８８０号
大阪府東大阪市花園東町２丁目３番22号
破産者　髙原成森こと　髙　　成森
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５５６号
大阪府豊中市東寺内町12番６―207号
破産者　インテリア水月こと　水吉　義之
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５７０号
大阪市住吉区遠里小野２丁目１番27号　クレインズコート803号
破産者　小川　一二
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６７９号
大阪府門真市千石東町４番32―309号
破産者　田中　鉄也
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７６２号
石川県輪島市町野町粟蔵ホ字21番地１、前住所兵庫県西宮市仁川町５丁目６番50―405号
破産者　兼田　淑美
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８５８号
大阪市東成区大今里南５丁目19番２号
破産者　光本泰弘こと　金　　泰弘
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部